

亀山市公告第34号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市下水道施設包括的民間業務委託

(2) 業務内容

亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）
のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和19年3月31日まで。ただし、契約締結日から令和9年3月31日までは業務準備期間とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合は、次の（1）から（8）までの要件にあっては参加するJVを構成する構成員の全てが、（9）から（12）までの要件にあっては当該構成員のいずれかが満たしていること。

なお、一者又はJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 本店所在地の国税、地方税その他公租公課を滞納していないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(6) 亀山市下水道施設包括的民間業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）の公表日から契約締結日までにおいて、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。

(7) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。

(8) 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物処理業の許可を受けていること。

(10) 維持管理業務について、下水道本管の目視点検業務、カメラ調査業務、高圧洗浄車及び汚泥吸引車を用いた内径150mm以上の下水道本管のつまり清掃業務と同種業務の実績を有すること。

(11) 緊急対応を要する場合は、迅速かつ確実に現場に到達できること。

(12) 計画策定業務について、ストックマネジメント計画策定業務又は下水道長寿命化計画策定業務（いずれも管路施設及びポンプ施設を含む。）の実績を有すること。

3 担当部署

〒519-1192

三重県亀山市関町木崎919番地1

上下水道部下水道課下水道工務グループ

電話 0595-97-0627

ファクシミリ 0595-96-3321

電子メール gesuidou@city.kameyama.mie.jp

4 要領等の交付

(1) 交付開始日

令和8年6月5日

(2) 交付方法

亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(3) 交付資料

ア 要領

イ 亀山市下水道施設包括的民間業務委託公募型プロポーザル提案評価基準

ウ 亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案）

エ 要求水準書

オ 亀山市下水道施設包括的民間業務委託公募型プロポーザル様式集

5 プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに参加しようとする者は、当該プロポーザルに対する質問があるときは、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問書の提出

ア 提出期間

令和8年6月8日から同年7月6日まで

イ 提出場所

3の担当部署とする。

ウ 提出方法

電子メールとする。

(2) 質問に関する回答

令和8年7月15日に亀山市ホームページ上に掲載する。質問に対する回答については、質問の有無に関わらず確認すること。

(3) 再質問及び追加質問

ア 提出期間

令和8年8月31日から同年9月14日まで

イ 提出場所

3の担当部署とする。

ウ 提出方法

電子メールとする。

エ 回答方法

電子メールとする。

6 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加意思表明書及び資格確認に必要な書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年7月27日から同年8月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

7 企画提案書の提出

提案提出要請書の交付を受けた者は、企画提案書その他の要領に定める書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年10月23日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

8 その他

(1) 本プロポーザルに係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出期間後の参加意思表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は、認めない。

(3) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

(4) 契約締結日までに優先交渉権者となった者が「亀山市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結し

ないものとする。この場合において、市はいかなる責任も負わないものとする。

- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (6) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、委託者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約を解除することがある。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (9) 本件に係る情報公開請求があった場合には、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類を公開することがある。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (10) 提出物等の著作権は、第三者に帰属するものを除き、それぞれのプロポーザル参加者に帰属する。
- (11) 提出物の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき認められたものを除き、当該第三者の承認を得ておくこと。
- (12) 提出物等について、本プロポーザルに関する公表その他プロポーザルに必要と認められる場合は、市は参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。